

令和2年度 第4回山梨地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時：令和2年8月20日（木）午後2時00分～午後2時25分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 石垣委員、伊藤委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 大森委員、佐々木委員、白倉委員、杉原委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、坂本委員、長谷川委員、前嶋委員
事務局 藤本労働局長、田村労働基準部長、
太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議 事

- (1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (2) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (3) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (4) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (5) その他

5 審議会内容

（賃金指導官）

ただいまから、令和2年度第4回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者側、田草川委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、反田会長以後の議事進行をお願いしたいと思います。

【議事（1）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）】

（反田会長）

皆様、お暑い中、また、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

特定最低賃金である電気と自動車、二業種の改正決定の必要性の有無についてで

あります。

特定最低賃金の改正の必要性を検討するために、昨日、8月19日に開催されました、特定最低賃金検討委員会における審議の結果につきまして、鷹野委員から報告をよろしくお願いいたします。

(鷹野会長代理)

7月29日の本審において諮問を受けました特定最低賃金である電気と自動車の二業種につきまして、昨日、特定最低賃金検討委員会を開催しました。

当日、私が委員長として選出されましたので、私から報告させていただきます。

この二つの特定最低賃金改正の必要性について慎重に検討した結果、本日配布しております委員会報告のとおりとなりました。

事務局からの報告文の朗読をしていただきまして報告とさせていただきます。

(反田会長)

それでは、事務局から朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、最初に電気の方から朗読させていただきます。

(案)

令和2年8月19日

山梨地方最低賃金審議会、会長、反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会 特定最低賃金検討委員会、委員長、鷹野正則

山梨県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

令和2年7月29日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

以下、委員の皆様のお名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

(案)

令和2年8月19日

山梨地方最低賃金審議会、会長、反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会 特定最低賃金検討委員会、委員長、鷹野正則

山梨県自動車、同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

令和2年7月29日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達

したので報告する。

同様に、委員の皆様のお名前の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

御意見等がなければ、特定最低賃金検討委員会の報告を了承することにいたします。

ただいまの報告に基づきまして、二つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議会の答申について、お諮りしたいと思います。

事務局に答申案を作成していただきましたので、それを配布しまして、朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、まず、電気の方から朗読させていただきます。

(案)

令和2年8月20日、山梨労働局長藤本達夫殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

次に、自動車の方を朗読させていただきます。

(案)

令和2年8月20日、山梨労働局長藤本達夫殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県自動車、同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答

申)

当審議会は、令和2年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。
以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申の案につきまして、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

それでは、この答申の案につきまして採決を行います。
慣例により、反対から行います。
反対の委員は、挙手をお願いいたします。
いらっしゃらないですね。
それでは、賛成の委員は、挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございました。
全会一致で決定することにいたします。
では、労働局長に答申いたします。

(反田会長から労働局長へ答申を手交)

【議事(2) 特定最低賃金二業種の改正決定について(諮問)】

(反田会長)

では続きまして、議事の(2)に入ります。
先ほど、7月20日に改正の申出のありました、2つの特定最低賃金につきまして、改正決定の必要性ありとの答申を行いましたので、ここで特定最低賃金の二業種の改正決定について、労働局長から諮問を受けることにいたします。

(労働局長から反田会長へ諮問文を手交)

(反田会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、まずは電気の方から、朗読させていただきます。

山梨労発基0820第1号、令和2年8月20日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、山梨労働局長藤本達夫
最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記
最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第3号）

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

山梨労発基0820第2号、令和2年8月20日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、山梨労働局長藤本達夫
最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記
最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県自動車、同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第
2号）。

以上でございます。

（反田会長）

それでは、諮問に当たりまして、労働局長からごあいさつをお願いいたします。

（労働局長）

それでは、諮問にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先ほど、反田会長から特定最低賃金の二つの業種につきまして、改正決定の必要
性ありとの御答申をいただいたところでございます。

したがいまして、直ちに調査審議を求める諮問をさせていただきました。

委員の皆様には、御多忙のところ、地域別最低賃金に引き続きまして、特定最低
賃金について御審議いただくこととなります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

特定最低賃金につきましては、関係する業界の労働条件の向上、事業の公正競争
の観点から、地域別最低賃金よりも賃金水準の高い最低賃金が必要と認められたも
のについて、労使主導のもと決定されるものであると理解しております。

本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の雇用情
勢、経済情勢が大変厳しい中での御審議となります。

労使一致できる水準での御答申をいただけることを心から期待するものでござい

ます。

これをもちまして、簡単ではございますが、特定最低賃金の諮問に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま労働局長から、特定最低賃金二業種の改正決定について諮問がありましたので、今後、当審議会におきまして、調査審議を進めてまいります。

【議事(3) 特定最低賃金専門部会の設置等について】

(反田会長)

それでは次の議事の(3)に移ります。

ただいま諮問を受けました、電気と自動車の特定最低賃金の審議に当たりましては、最低賃金法の規定に基づきまして、専門部会を設置して、調査審議を行うことになっております。

この専門部会の設置等につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、説明いたします。

お手元に配布しております審議資料の1ページを御覧ください。

最低賃金決定の仕組みを表した図になります。

特定最低賃金につきましては、下の図になります。

図の中に、赤や青や緑色の字で日付が記入されておりますが、これは、昨年度の各手続等が実施された日付を記載したものとなっております。

今後のスケジュール感の参考にさせていただきたいと思っております。

次に資料の3ページを御覧ください。

最低賃金法の抜粋となります。

最低賃金法第25条第2項におきまして、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされております。

その下の、同条第3項におきまして、専門部会につきましては、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員、及び公益を代表する委員の各同数をもって組織するとされております。

次に7ページを御覧ください。

「令和2年度最低賃金改正等の推進について」ですが、この第1の2の(2)専門部会についてのイによりまして、専門部会の各側の委員の数は3名とすると決め

られております。

次にページを戻っていただきまして、5ページを御覧ください。

最低賃金審議会令の抜粋となります。

最低賃金審議会令第3条第1項におきまして、委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対しまして、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないとされておりますので、この審議会終了後、直ちに委員推薦の公示を行わせていただきます。

この相当の期間につきましては、通常は2週間程度とさせていただきます。

この公示を行い、推薦をいただいたところで、局長が委員を任命することとなっております。

次に部会の委員の任期についてですが、本審委員と異なりまして、専門部会の委員には任期の規定はなく、専門部会が廃止されると任期が終了することとなります。

ここで、資料5ページの一番下の、審議会令第6条第7項を御覧いただきますと、専門部会の廃止の規定がございます。

「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

このため、専門部会における金額審議が終わり、本審を開催する必要がない場合であっても、専門部会の廃止の議決を行うために、改めて本審を開催しなければならない場合があります。

そこで、あらかじめ、専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止するという議決をいただければ、二業種の最低賃金が決定した時点で、専門部会の任務が終了したということになり、二業種の専門部会を自動的に廃止することができます。

この場におきまして、専門部会の廃止につきまして、あらかじめ決議いただければと考えております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、特定最低賃金の専門部会を設置すること、それから、特定最低賃金専

門部会は、その任務を終了した場合は廃止すること、この2点につきまして、確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

それでは、特定最低賃金の審議につきましては、専門部会を設置して、調査審議をすることといたします。

また、当該専門部会につきましては、その任務を終了した場合は廃止といたします。

専門部会の委員の任命につきまして、今後、事務局において、所定の手続きをお願いします。

【議事(4)特定最低賃金の専門部会専決決議について】

(反田会長)

続きまして、特定最低賃金の専門部会の専決決議について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お手元の資料の5ページを御覧ください。

最低賃金審議会令の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されております。

次に、資料の7ページを御覧ください。

一番下から5行目のところになりますが、第1の2の(2)の工におきまして、特定最低賃金の改正決定に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における、専門部会の決議をもって本審の決議とする旨の規定が適用できることになっております。

ただし、この規定が適用されるのは、専門部会における決議が全会一致の場合に限るとしてありますので、全会一致の場合のみ、専門部会の決議を本審の決議にすることができることとなります。

専門部会における決議が全会一致でなかった場合につきましては、本審を開催しまして、改めて採決を行うこととなります。

以上のことを踏まえまして、「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること」につきまして、あらかじめ決議していただきま

すようをお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすることにいたしますが、皆様いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすることとします。

【議事(5)その他】

(反田会長)

それでは、最後の議事「その他」に入りますが、何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(反田会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

今後の日程等につきまして、説明させていただきます。

労働者側、使用者側から御推薦いただき、専門部会の委員が決定いたしましたら、専門部会の日程につきまして、今後、速やかに日程調整をさせていただきます。

また、専門部会における決議が、全会一致とならなかった場合につきまして、別途、本審を開催して答申をいただく必要があり、本審委員の皆様にも日程調整をお願いさせていただくこととなりますので、その際にはよろしくをお願いいたします。

この場合、本審の開催は、10月下旬頃となる見込みでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

(反田会長)

それでは、以上をもちまして、第4回山梨地方最低賃金審議会を終了します。

本日の議事録の署名は、白倉委員と一之瀬委員にお願いします。

本日は、皆様、お疲れ様でした。

署 名 欄

公益委員 _____

労働者委員 _____

使用者委員 _____